



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第13回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
平成30年2月15日

参考資料1

社会福祉士の現状等 (参考資料)

社会福祉士の資格の概要

1 資格取得方法

3つのルートのうちいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

2 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験（1月下旬に実施）
- 試験の実施状況（平成28年度実施の第29回試験結果）
受験者数45,849人、合格者数11,828人（合格率25.8%：新卒49.0%、既卒13.6%）
- 筆記試験の科目（19科目）
 - ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

3 資格者の登録状況

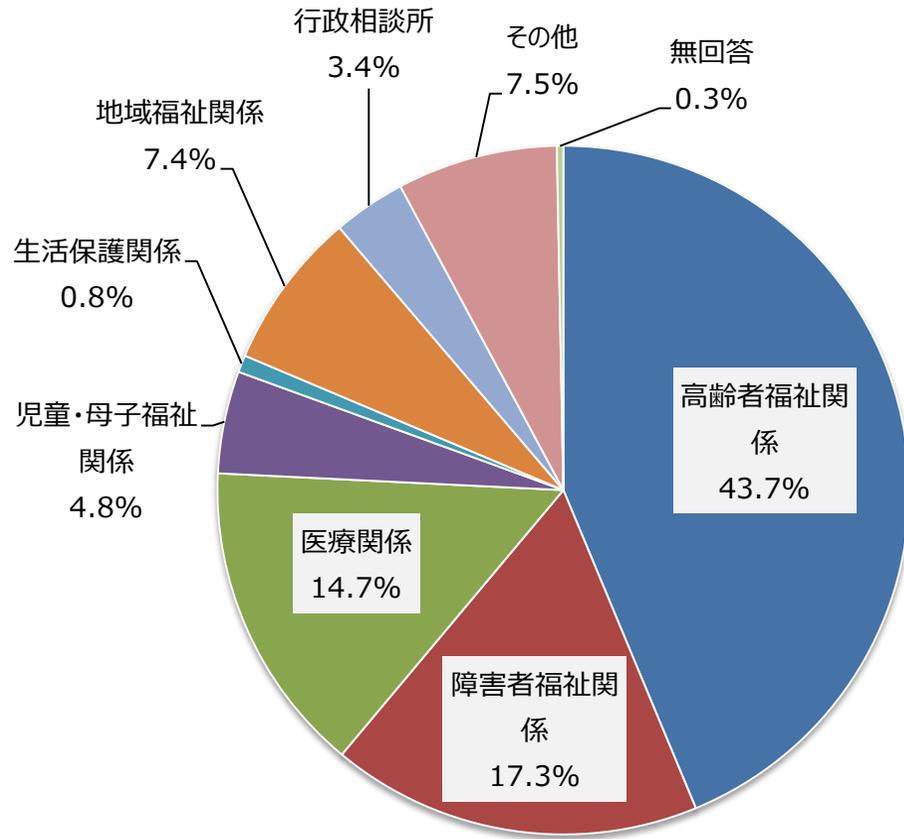
213,273人（平成29年12月末現在）

4 社会福祉士養成施設等の状況

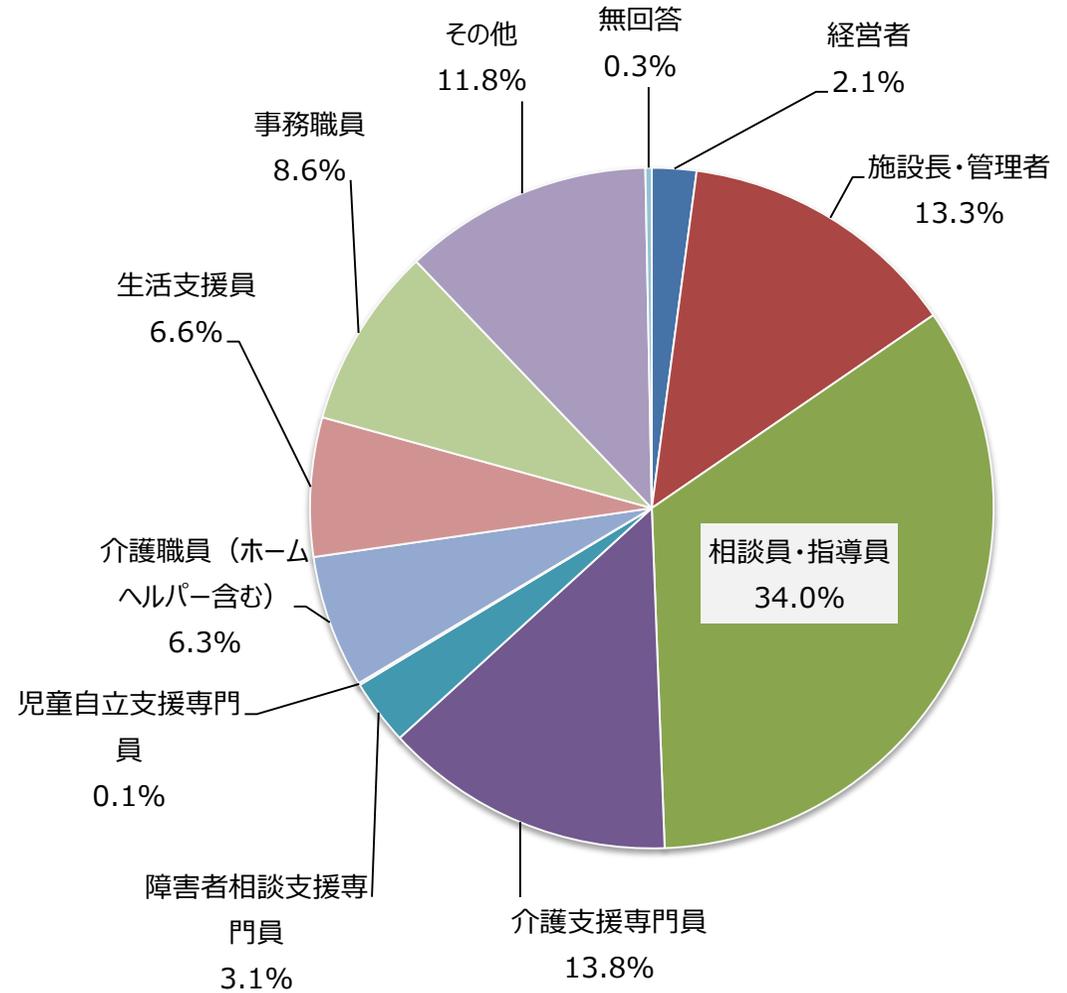
- 学校、養成施設数（H29年4月1日時点）
福祉系大学等：257校 322課程 定員21,038人
社会福祉士指定養成施設：65校90課程 定員13,758

社会福祉士が就労している分野と職種

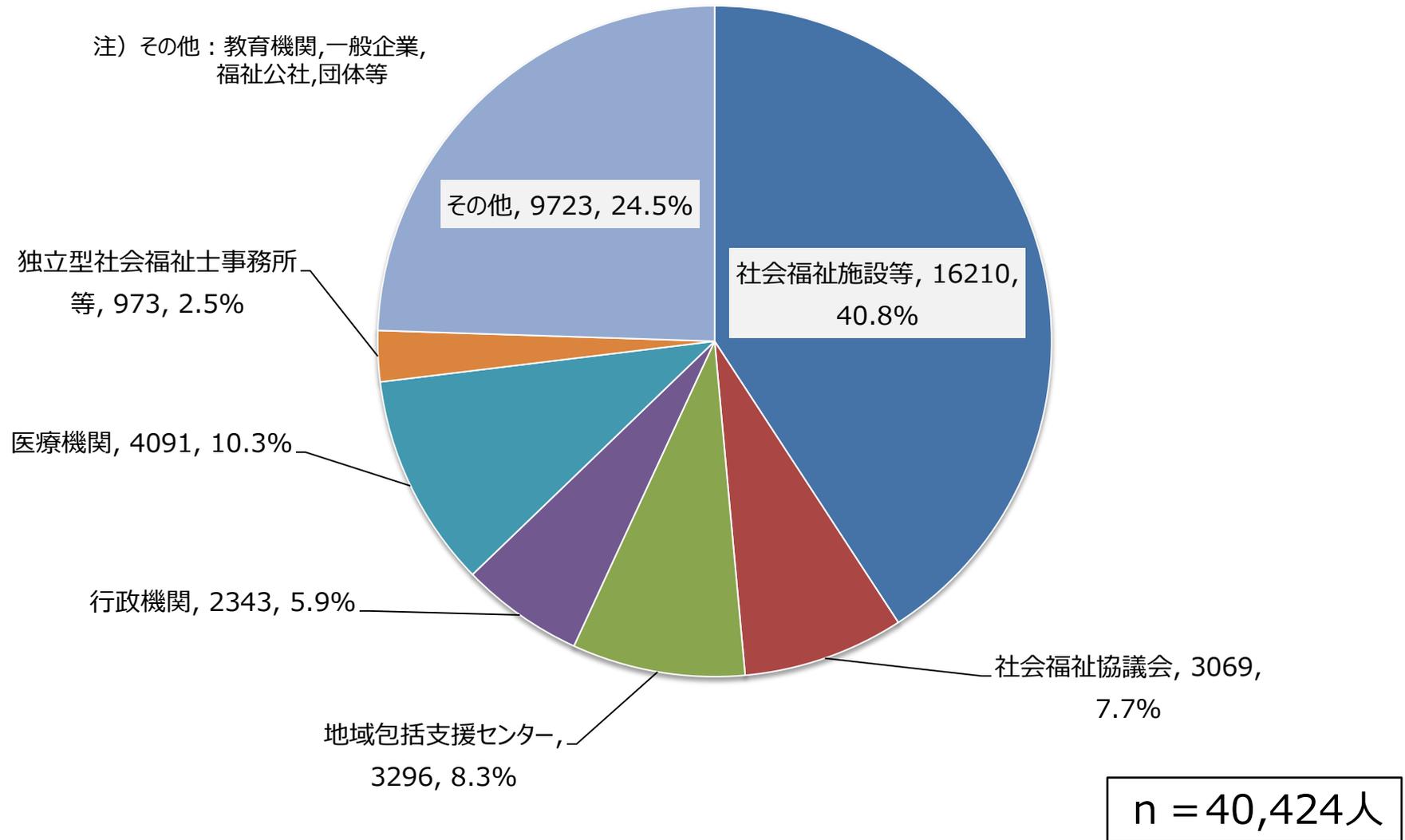
就労している分野 (n=7,102)



就労先での職種 (n=7,102)



社会福祉士の勤務先



生活保護担当職員の社会福祉士資格の取得状況

- 全国の福祉事務所数は、平成28年10月1日時点で1,247か所となっている。
- 生活保護担当職員のうち、社会福祉士の取得者数及び取得率は増加傾向している。
- 査察指導員では270人（80人）が有資格者であり、取得率は8.7%（3.1%）となっている。
- 現業員では2,458人（641人）が有資格者であり、取得率は13.5%（4.6%）となっている。

※文章（ ）内は平成21年10月1日時点（福祉事務所現況調査）の数値

| | H16 | | | H21 | | | H28 | | |
|---------|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|-------|
| | 総数 | 資格取得者数 | 取得率 | 総数 | 資格取得者数 | 取得率 | 総数 | 資格取得者数 | 取得率 |
| 査察指導員 | 305 | 8 | 2.6% | 2,596 | 80 | 3.1% | 3,120 | 270 | 8.7% |
| 現業員（常勤） | 11,372 | 318 | 2.8% | 13,881 | 641 | 4.6% | 18,183 | 2,458 | 13.5% |

出典：いずれも厚生労働省調査

スクールソーシャルワーカーが有する資格の状況

○ スクールソーシャルワーカーとして雇用した実人数のうち、699人（50%）が社会福祉士資格を有している。

上段：人数

下段：割合

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 雇用した実人数 | 944 | 552 | 614 | 722 | 784 | 1,008 | 1,186 | 1,399 |
| ①社会福祉士 | 183 19.4% | 188 34.1% | 230 37.5% | 292 40.4% | 331 42.2% | 440 43.7% | 558 47.0% | 699 50.0% |
| ②精神保健福祉士 | 88 9.3% | 93 16.8% | 118 19.2% | 166 23.0% | 182 23.2% | 249 24.7% | 298 25.1% | 395 28.2% |
| ③その他社会福祉に関する資格 | 72 7.6% | 59 10.7% | 75 12.2% | 105 14.5% | 95 12.1% | 118 11.7% | 154 13.0% | 188 13.4% |
| ④教員免許 | 449 47.6% | 240 43.5% | 232 37.8% | 279 38.6% | 331 42.2% | 399 39.6% | 428 36.1% | 520 37.2% |
| ⑤心理に関する資格 | 186 19.7% | 100 18.1% | 97 15.8% | 137 19.0% | 148 18.9% | 140 13.9% | 192 16.2% | 223 15.9% |
| ⑥その他SSWの職務に関する技能の資格 | 41 4.3% | 14 2.5% | 26 4.2% | 33 4.6% | 31 4.0% | 45 4.5% | 57 4.8% | 72 5.1% |
| ⑦資格を有していない | 151 16.0% | 58 10.5% | 55 9.0% | 58 8.0% | 64 8.2% | 77 7.6% | 90 7.6% | 96 6.9% |

注)割合は、雇用した実人数に占める割合

社会福祉協議会職員が有している資格の状況

- 社会福祉協議会の職員のうち、社会福祉士国家資格を有している人数は9,795人となっている。前年比で818人増加している。

調査対象：1,846社協／回答率：100%

| | 有資格者数 (人) | 前年比増減 (人) | 有資格者率 (%) | 1社協あたりの平均有 資格者数(人) |
|------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 社会福祉士 | 9,795 | 818 | 7.0 | 5.4 |
| 精神保健福祉士 | 1,911 | 243 | 1.4 | 1.0 |
| 介護福祉士 | 34,147 | 2,012 | 24.3 | 18.7 |
| 介護支援専門員 | 18,613 | 813 | 13.3 | 10.2 |
| 看護師(准看を含む) | 9,617 | 412 | 6.8 | 5.3 |
| 保育士 | 8,931 | 3 | 6.4 | 4.9 |
| 栄養士 | 1,370 | 77 | 0.98 | 0.7 |
| 保健師 | 762 | 51 | 0.54 | 0.4 |
| 管理栄養士 | 329 | ▲3 | 0.23 | 0.2 |
| 理学療法士 | 178 | 13 | 0.13 | 0.1 |
| 作業療法士 | 130 | 13 | 0.09 | 0.07 |
| 言語聴覚士 | 56 | 4 | 0.04 | 0.03 |
| 臨床心理士 | 37 | 8 | 0.03 | 0.02 |

※有資格者率＝有資格者数÷社協職員(140,467人)

刑事施設及び少年院における社会福祉士等の配置状況（経年）

- 平成28年度においては、社会福祉士は刑事施設には99人、少年院には16人が非常勤で配置されている。
- なお、矯正施設（刑務所）の退所者の地域生活支援においても社会福祉士の活用ならびに相談支援体制の整備等の必要性が指摘されている。

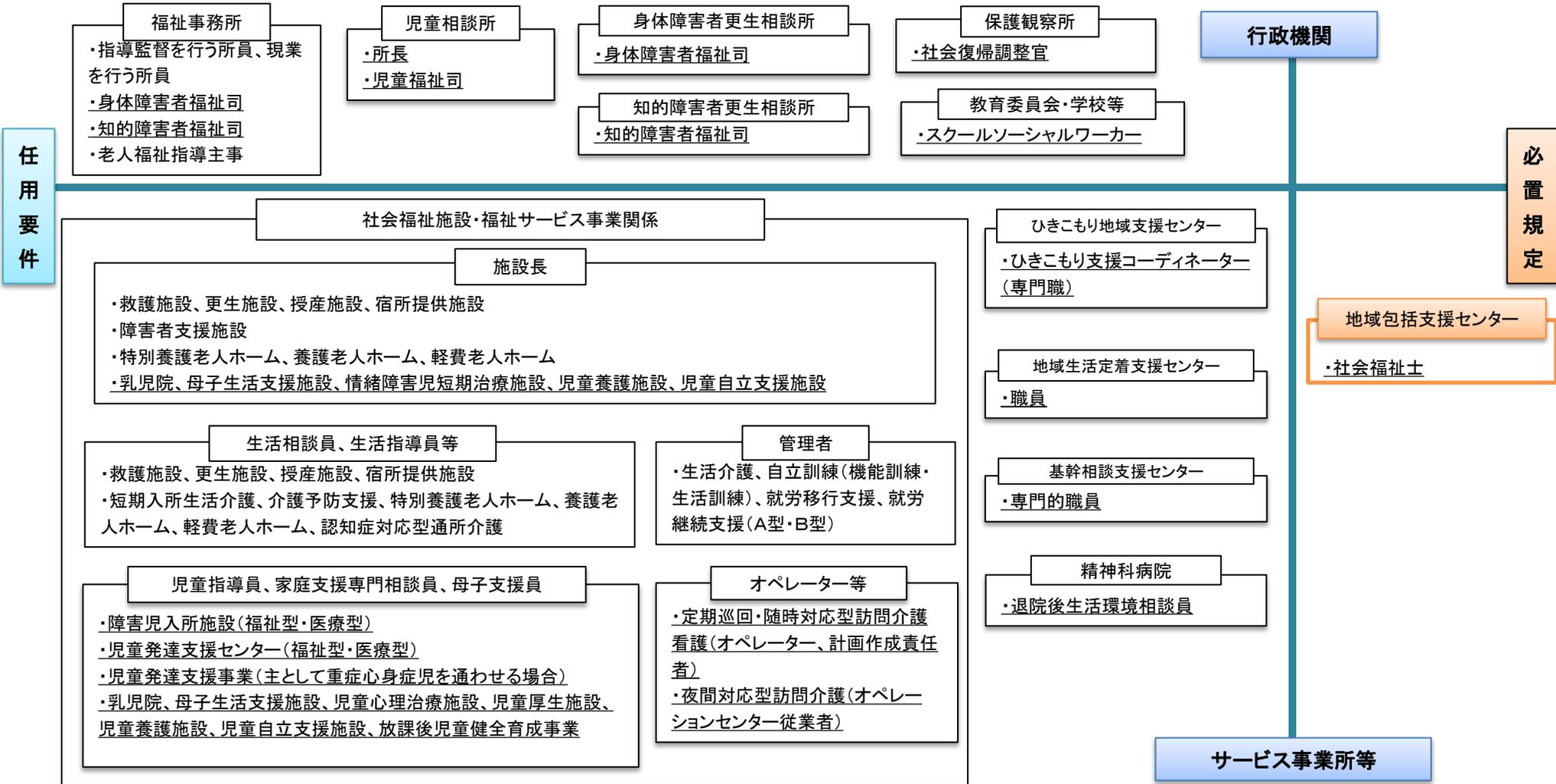
| | 常勤 | | 非常勤 | | | |
|--------|--------|------|--------|--------|---------|------|
| | 福祉専門官※ | | 社会福祉士 | | 精神保健福祉士 | |
| | 刑事施設 | 少年院 | 刑事施設 | 少年院 | 刑事施設 | 少年院 |
| 平成16年度 | － | － | － | － | 2 | － |
| 平成17年度 | － | － | － | － | 4 | － |
| 平成18年度 | － | － | － | － | 4 | － |
| 平成19年度 | － | － | 8 | － | 8 | － |
| 平成20年度 | － | － | 8 | － | 8 | － |
| 平成21年度 | － | － | 70 | 3 | 8 | 2 |
| 平成22年度 | － | － | 75 | 3 | 8 | 2 |
| 平成23年度 | － | － | 75 | 3 | 8 | 2 |
| 平成24年度 | － | － | 92 | 5 | 8 | 2 |
| 平成25年度 | － | － | 92 | 5 | 8 | 2 |
| 平成26年度 | 12 | － | 94 | 12 | 8 | 2 |
| 平成27年度 | 26 | 2 | 98 | 16 | 8 | 2 |
| 平成28年度 | 34(34) | 2(2) | 99(70) | 16(16) | 8(8) | 2(2) |

※数値は定員上の人員であり、平成28年度における括弧内の数字は配置のある施設数である。

※福祉専門官の採用条件として、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することとしている。各福祉専門官が有する資格の内訳は不明。

社会福祉士及び社会福祉主事の任用の状況

- 社会福祉士を置かなければならない（必置規定）となっているのは地域包括支援センターである。
- その他、様々な分野や施設において、社会福祉士は任用しなければならない者又は配置する者の一つとされている（下線部参照）。



注)「任用要件」は、「次のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない」、「配置する」などと規定されているもの。

「必置規定」は、「次の者を置かなければならない」、「〇〇に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする」などと規定されているもの。

なお、社会福祉士は社会福祉主事の任用要件の一つになっているため、「任用要件」には、社会福祉主事を任用要件とする職種を含む。

また、「任用要件」又は「必置規定」に該当する職種でも、例外規定(「これによりがたい場合は同等の者でも可」等)や、任用にあたっての限定条件等が別途定められている場合がある。

【資料】厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において作成

社会福祉士の養成カリキュラム

| | 一般養成施設 | 短期養成施設 | 大学等 | |
|---|--------|--------|------|------|
| | 時間 | 時間 | 指定科目 | 基礎科目 |
| 人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法（180h） | | | | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | 30 | | ○ | ○ |
| 心理学理論と心理的支援 | 30 | | ○ | ○ |
| 社会理論と社会システム | 30 | | ○ | ○ |
| 現代社会と福祉 | 60 | 60 | ○ | |
| 社会調査の基礎 | 30 | | ○ | ○ |
| 総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術（180h） | | | | |
| 相談援助の基盤と専門職 | 60 | | ○ | ○ |
| 相談援助の理論と方法 | 120 | 120 | ○ | |
| 地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術（120h） | | | | |
| 地域福祉の理論と方法 | 60 | 60 | ○ | |
| 福祉行財政と福祉計画 | 30 | | ○ | ○ |
| 福祉サービスの組織と経営 | 30 | | ○ | ○ |
| サービスに関する知識（300h） | | | | |
| 社会保障 | 60 | | ○ | ○ |
| 高齢者に対する支援と介護保険制度 | 60 | | ○ | ○ |
| 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 30 | | ○ | ○ |
| 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 30 | | ○ | ○ |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 30 | | ○ | ○ |
| 保健医療サービス | 30 | | ○ | ○ |
| 就労支援サービス | 15 | | ○ | ○ |
| 権利擁護と成年後見制度 | 30 | | ○ | ○ |
| 更生保護制度 | 15 | | ○ | ○ |
| 実習・演習（420h） | | | | |
| 相談援助演習 | 150 | 150 | ○ | |
| 相談援助実習指導 | 90 | 90 | ○ | |
| 相談援助実習 | 180 | 180 | ○ | |
| 合計 | 1,200 | 660 | 22科目 | 16科目 |

大学等においては三科目のうち、一科目

大学等においては三科目のうち、一科目

各制度の変遷

平成28年10月4日地域力強化検討会(第1回)資料

| | 高齢者福祉施策 | 障害者福祉施策 | 子ども子育て施策 | 生活保護・生活困窮者施策 | 社会福祉・地域福祉 |
|-----------------------|--|--|---|---|---|
| 2007 | | | | | 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 |
| 2008 | | | 新待機児童ゼロ作戦 | | これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 |
| 2010 | | | 子ども・子育てビジョン | | 安心生活創造推進事業 |
| 2012 | 改正介護保険法施行 | | 子ども・子育て関連三法 | | ↓ 報告書 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの推進 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 総合事業の創設 | | <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 認定こども園制度の改善 地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など) | | |
| 2013 | | 障害者総合支援法施行 | | | |
| 2014 | 医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設 等 | <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等への対象拡大 重度訪問介護の対象拡大 共同生活介護の共同生活援助への一元化 地域移行支援の対象拡大 地域生活支援事業の追加 | | 生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 | 生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定 |
| 2015 | 施行 | | 施行 | 施行 | 社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献 |
| 新たな福祉の提供ビジョン | | | | | |
| 2016 | | 障害者総合支援法改正 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ | 母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化 | | |
| ニッポン一億総活躍プラン | | | | | |
| 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 | | | | | |

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

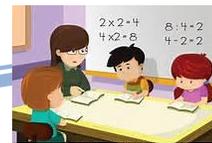
(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

- ③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)

※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

4. 自治体等の役割

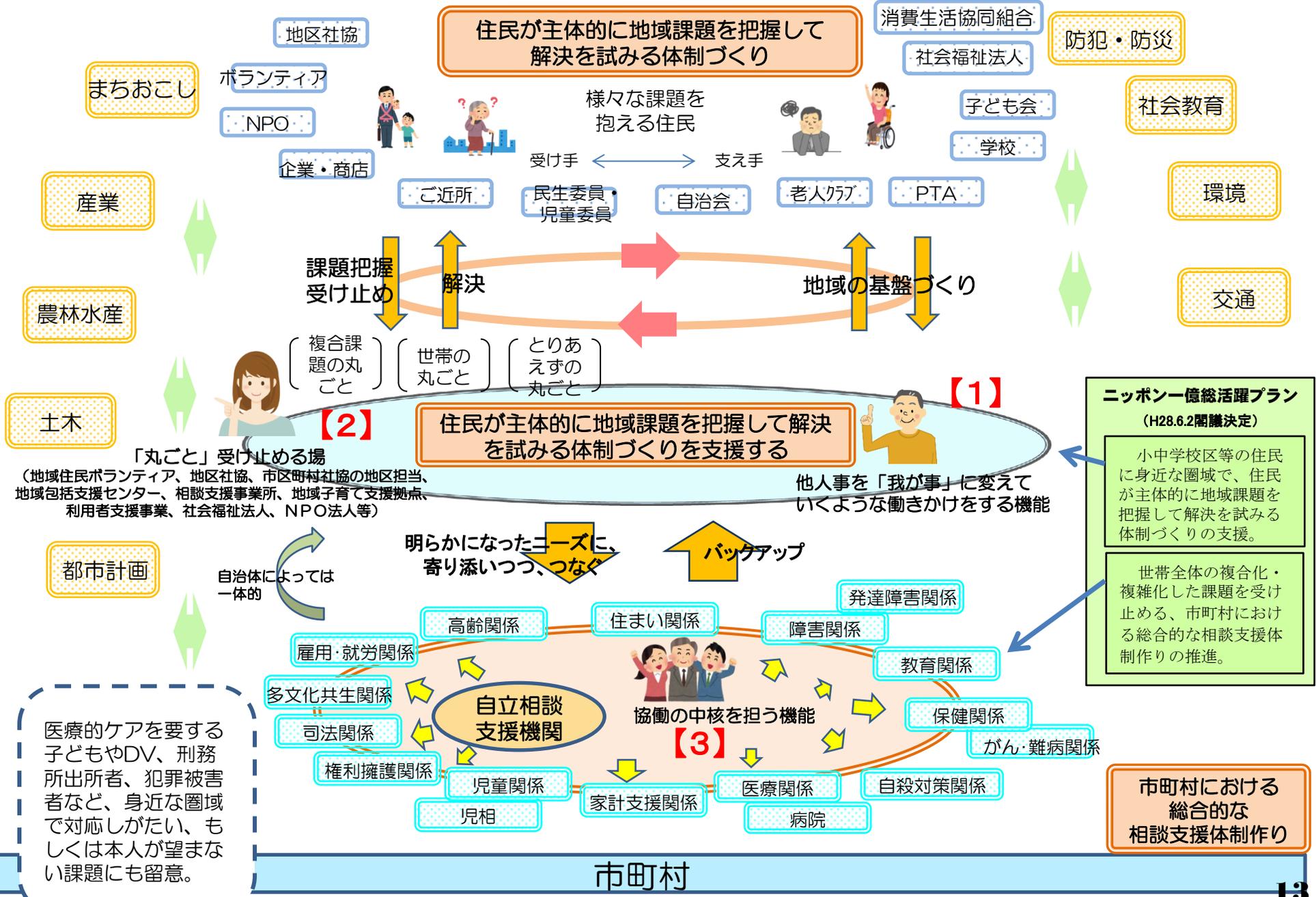
○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等



地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が**文化として定着**する挑戦
- ◆ 専門職による**多職種連携**、地域住民等との協働による**地域連携**
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「**予防**」の視点に基づく、**早期発見、早期支援**へ
- ◆ 「**支え手**」「**受け手**」が固定されない、**多様な参加の場、働く場の創造**

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

第106条の3
第1項第1号



○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらおう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SI B、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

第106条の3
第1項第2号



○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのプラランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

第106条の3
第1項第3号



○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出している地域を積極的に活用する。

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備

○計画策定にあたっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

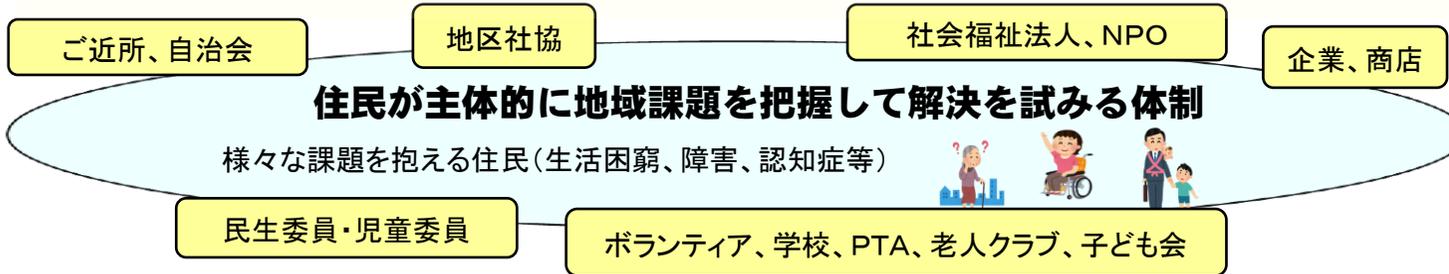
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算案 26億円

実施主体：市町村(150か所程度) 都道府県可
(前年度予算額 20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

*下線部分は平成30年度新規

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※

人口 403,952

面積 36.38km²

小学校数* 41

中学校数* 18

※2017年4月1日現在

*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- **小学校区ごとに設置**された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- **ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)**がどのような相談でも受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが**専門的観点から住民活動をサポート**
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議 (市全域)

高齢

障害

子育て

医療

生活困窮

民生・児童委員
校区福祉委員

警察

消防

コミュニティ
ソーシャルワーカー

連携

連携

地域福祉ネットワーク会議 (日常生活圏域：市内7地域) 【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ワークショップなどを通じた課題共有・地域連携の場

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

自治体概要※

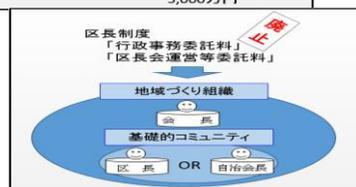
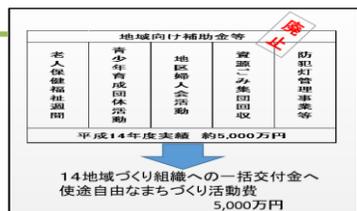
人口 79,357
面積 129.77km²
小学校数* 14
中学校数* 5
※2017年9月1日現在
*市立のみ

- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、まちの保健室(地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口)がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(小学校圏域に市内15か所)
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し用途自由な「ゆめづくり地域交付金」(既存の地域向け各種補助金を一括交付金化)を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



「おじゃまる広場」の光景

◎まちの保健室(地域支援事業・地域力強化推進事業)

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年(平成17年)度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2~3名ずつ配置。(地域包括支援センターのランチ)
- まちの保健室の業務
 - ①あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ②見守り・支援ネットワークづくり(地域づくり組織などとの協働)
 - ③健康づくり・介護予防



連携・協働

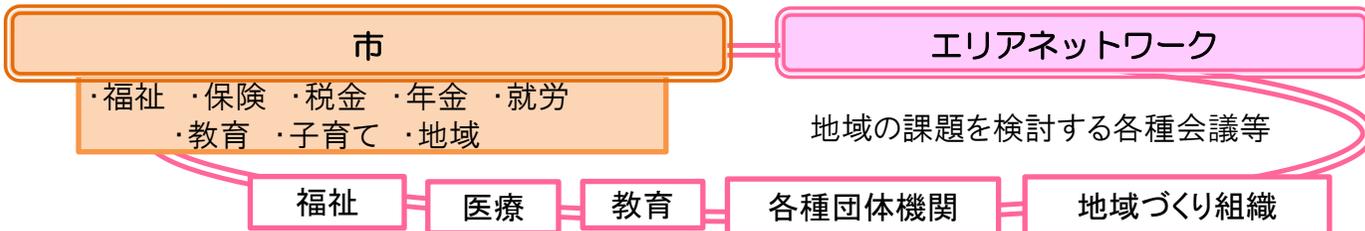


エリアディレクター
(相談支援包括化推進員)

◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士(3名)が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

市レベルでの取組



「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築（東京都江戸川区）

自治体概要※

人口 694,931

面積 49.09km²

小学校数* 71

中学校数* 33

※2017年8月1日現在

*区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内4か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
- 暮らしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関が連携（バックアップ）している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート（区の補助事業）し、**現在は4か所**（2017年8月末時点）。2025年までに15か所^{（※）}の整備を計画。

（※）区内の地域活動において重要な役割を果たしている
連合町会の区域割り



なごみの家 小岩

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
 - ① **なんでも相談**（必要に応じてアウトリーチで相談に応じる）
 - ② 子どもから高齢者まで **誰でも集える交流の場**
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③ **地域のネットワークづくり**

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、看護師、地域ボランティア



出所：広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」^{（※）}を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策（例：不足している地域資源の創出等）を検討。

（※）3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど。40～50人程度の参加がある。

区レベルでの取組



相談支援機関

区役所、暮らしごと相談室（生活困窮者支援）
熟年相談室（地域包括支援センター）
子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス
地域活動支援センター



その他関係機関

地域：町会・自治会
医療：医師会など
住まい：不動産事業者など
生活支援：NPO、民間事業者など
健康・生きがい：人生大学、健康サポートセンターなど
介護：介護事業者など
地域ボランティア：民生・児童委員、ボランティアなど
福祉：障害福祉事業所、子ども関係など



活発な地域福祉活動と「丸ごと」相談を組み合わせた総合的な支援体制（山形県山形市）

自治体概要※

人口 252,120

面積 381.58km²

小学校数* 36

中学校数* 15

※2017年9月1日現在

*市立のみ

- 市内30地区を事業実施単位として、住民に身近な地域での居場所・活動拠点を設置し、住民からの困りごと等に対応する相談体制の整備を目指す。
- 社会福祉協議会の福祉まるごと相談員（相談支援包括化推進員）や第2層生活支援コーディネーターが連携・協働し、地域での取組をサポート。
- あわせて、生活困窮、高齢、障がい分野などの複数事業を受託する社協内の総合相談体制を整備し、市・社協・関係機関が連携した総合的な支援体制を推進。

住民に身近な地域での取組

◎地区社会福祉協議会

- 市内30地区に存在。独立会計のもと、各々が主体的に活発な地域福祉活動（ふれあいいいきサロン、地域交流活動等）を展開

◎福祉協力員活動（平成8年～全地区配置）

- 市社会福祉協議会が委嘱。高齢者の見守り、声かけ、訪問を実施するほか、地域福祉活動に協力

◎三者懇談会（町内会役員・民生委員児童委員・福祉協力員）、地区地域福祉推進会議

- 三者懇談会では福祉マップ（要支援者等の把握等）を作成・更新
- 地区地域福祉推進会議では、生活課題を共有し、その解決に向けて地域福祉活動に取り組むために協議する。

◎「ちょっとした支援」の展開

- 中・高校生等が、高齢世帯等の雪かきやゴミだしを支援
- 社会福祉法人の地域貢献活動と連動し、高齢者の買い物支援を実施（送迎車の空き時間を活用）



高校生による除雪活動

◎住民に身近な地域での居場所・活動拠点の設置（2017年度：3か所）

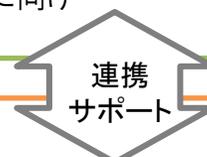
- 誰もが気軽に立ち寄れる居場所とするとともに、週2日程度、住民ボランティア（地区社協役員や町内会役員等）による何でも相談を実施



第十地区やよい集会所



福祉まるごと相談員、生活支援コーディネーターがサポート



市レベルでの取組



◎福祉まるごと相談員（CSW（コミュニティソーシャルワーカー））

- 複合的な課題、「制度の狭間」に対応するため、社協に5名（うち1名は市役所内）配置。同じく社協に配置された生活支援コーディネーターと連携。

◎福祉まるごと相談窓口（市社会福祉協議会に設置）

- 社協が受託している地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援の窓口を集約し、総合相談体制を推進。